

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民有地の緑化推進や、現存する公園緑地等公共及び民地の自然環境を守り育てるなど、緑化思想の普及啓発を行い市民と行政がひとつになって都市の緑化を推進し、長岡京市における快適な都市環境づくりに寄与するため、公益財団法人長岡京市緑の協会（以下「緑の協会」という。）の運営及び事業に要する経費について、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、緑の協会の運営及び公益目的事業に要する経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 緑の協会の運営に要する経費として、法人会計に相当する経費
- (2) 長岡京市都市緑化推進啓発事業
- (3) 長岡京市みどりのサポーター制度促進事業
- (4) 西山公園子ども森活用事業
- (5) グリーンカーテン事業
- (6) 西代里山公園農業体験農園活用事業補助金

(補助金の額)

第3条 前条に規定する経費の補助額は、前条各号に掲げる経費を上限に市の予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、緑の協会は、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請にかかる補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交

付決定通知書（別記様式第4号）により、緑の協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が当該補助事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業にかかる収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

（申請の取下げ）

第6条 緑の協会は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第7条 緑の協会は、第5条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

（事業計画の変更及び承認）

第8条 緑の協会は、事業計画の変更をしようとするときは、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ、承認した場合には、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業計画変更承認書（別記様式第6号）

により通知するものとする。

(事業終了報告)

第9条 緑の協会は、補助事業が完了したときは、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業終了報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、事業終了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金確定通知書（別記様式第8号）により、緑の協会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた緑の協会は、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、緑の協会に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第12条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、緑の協会に対して命ずることができる。

- 2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第13条 市長は、特に必要があると認められたものに対しては、第11条の規定に関わらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 緑の協会は、前項の規定による概算交付を受けようとする場合は、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金概算交付請求書（別記様式第10号）に第5条の交付決定通知書の

写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消等)

第14条 緑の協会が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に添わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を、緑の協会に対して、命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により、補助金を概算交付した場合において、当該補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、緑の協会に対して、その差額を返還させなければならない。

(延滞金)

第16条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、緑の協会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

印

電話番号（ ） ー

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付申請書

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金の交付を受けたいので、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費

2 交付申請額 金_____円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他

別記様式第2号（第4条、第9条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

事業名称	
事業目的	
事業概要	
事業期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
備考	

別記様式第3号（第4条、第9条関係）

事業収支予算書
(事業収支決算書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
-----	-------------	-------------------------	-----

計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市緑の協会 様

長岡京市長 印

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助対象経費

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 補助の条件

- (1) この補助金は、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱に基づく補助対象経費以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。
- (5) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が当該補助事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業にかかる収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）及び公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

印

電話番号（ ） ー

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業計画変更承認申請書

事業計画の変更をしたいので、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費

2 交付申請及び交付決定年月日 申請 年 月 日
決定 年 月 日

3 変更理由

4 変更後の交付申請額 金_____円

5 添付書類

(1) 変更後の事業実施計画書

(2) 変更後の事業収支予算書

別記様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市緑の協会 様

長岡京市長 印

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった標記の事業計画変更について、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 補助対象経費

2 変更後の補助金交付決定額 金 _____ 円

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

印

電話番号（ ） ー

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 事業収支決算書

別記様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市緑の協会 様

長岡京市長 印

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした標記の補助金について、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助対象経費

2 交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

（あて先）長岡京市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

印

電話番号（ ） ー

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付請求書

年 月 日付で交付額の確定通知があった標記の補助金について、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付対象経費

2 請求額 金_____円

交付確定額（a） 金_____円

概算交付済額（b） 金_____円

未交付額（a - b） 金_____円

年 月 日

（あて先）長岡京市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

印

電話番号（ ） ー

公益財団法人長岡京市緑の協会補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定があった標記の補助金について、公益財団法人長岡京市緑の協会補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助対象経費

2 請求額 金 _____ 円

3 概算交付が必要な理由

4 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

